

「あいち・とこなめスーパーシティ構想におけるビジネスモデル等（モビリティ分野） 調査検討業務」基本仕様書

1 業務名

あいち・とこなめスーパーシティ構想におけるビジネスモデル等（モビリティ分野）
調査検討業務

2 業務目的

本県では、中部国際空港島・周辺地域を中心とした地域を先端技術の早期実装拠点とする「あいち・とこなめスーパーシティ構想」に取り組んでおり、そこでは、先端的サービスとして、「未来を先取りする移動・物流システム」の社会実装を目指し、(i) 自動運転・自動搬送サービスや (ii) 空飛ぶクルマやドローンによる空の移動・物流サービス、(iii) スマートモビリティサービスなどについて、ビジネスモデルを構築することとしている。

令和6年度に実施した「あいち・とこなめスーパーシティ構想におけるビジネスモデル等（モビリティ分野）調査検討業務」では、(i) 自動運転・自動搬送サービス及び (ii) 空飛ぶクルマによる空の移動・物流サービスに関し、調査、検討を行うとともに、フェーズⅠ及びフェーズⅡ（常滑市市街地）における実装に向けたビジネススキーム等の作成を実施している。

今年度は、(i) 及び (ii) について、フェーズⅠ及びフェーズⅡにおける実装に向け必要な調査や支援、ビジネススキームの構築などを行うとともに、モビリティサービスの社会実装に向けたロードマップの作成などを行う。加えて、(iii) においては、スマートモビリティサービスについて、対象地域におけるラストワンマイル対策に関する調査や新たなサービス案の検討などを行う。また、(i) ～ (iii) について、これらに加えてフェーズⅢ（愛知県内全域）への展開を見据えた検討を行う。

3 対象地域

中部国際空港島及び周辺地域

※「あいち・とこなめスーパーシティ構想の実現に向けた提案書【概要版】」における、フェーズⅢを見据えた地域への展開を含む。

4 業務期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

5 業務内容

(1) 自動運転サービス等に係る調査検討及びビジネススキームの作成等

- ① 全国の自治体等における自動運転技術を活用した先行事例（L4 自動運転バスの車両認可及び運行許可の取得・運行、L2 自動運転バスの通年運行等）や、国及び自動運転業界全体の動向調査
- ② 法的課題の分析を行うとともに、当該分析を踏まえた規制・制度改革の新規提案及び既に提案済の規制・制度改革に係る熟度の向上に関する検討（規制緩和の定量的効果等の取りまとめ）
- ③ 自動運転バスの実装に向けた技術力の評価・分析
- ④ 事業性の分析（なお、手動運転との比較検証において、運転手不足による将来的な人件費高騰の可能性を考慮すること。）
- ⑤ 当該事業の実装による社会的効果の分析（特に常滑エリアにおける人手不足の解消に資する効果について重点的に分析すること）
- ⑥ プレイヤー・ステークホルダーに関する調査及び実装に向けた運行体制等（参画候補事業者等との意見交換・調整、課題解決支援など）の調査検討
- ⑦ ①～⑥に基づく社会実装に向けたビジネススキーム及びロードマップの作成

(2) 空飛ぶクルマに係る調査検討及びビジネスモデルの作成等

- ① 民間企業や自治体等における先行的な取組の調査
- ② プレイヤー・関係ステークホルダーに関する調査
- ③ 人流に係る分析及び飛行サービスの実装による交通手段の代替可能性調査
- ④ 対象地域を起点とした2地点間航空サービスの検討（飛行ルート及び離発着候補地の検討、既存交通と比較した移動時間の短縮効果等の検討を含む）
- ⑤ ④において検討したサービス案における事業性の分析
- ⑥ ①～⑤に基づく社会実装に向けた導入段階別のビジネスモデル及びロードマップの作成

(3) スマートモビリティサービスに係る調査検討

- ① 民間企業や自治体等における先行的な取組の調査
- ② 対象地域におけるラストワンマイルを含む対策の課題分析及び需要調査
- ③ ②を踏まえた、対象地域におけるスマートモビリティを活用した新たなサービスの導入可能性及び既存サービスとの融合等の調査検討

(参考)

【提案内容の「熟度」の判断】

- ・提案内容の「熟度」は、「①規制改革」、「②先端的サービス（事業）」の2点で判断する。
- ・「①規制改革」の提案に関しては、規制所管省庁と既に概ね合意した項目が複数あること、加えて、規制所管省庁と今後議論が可能な程度に具体化した項目が相当数あること。

(令和4年2月9日 内閣府地方創生推進事務局「スーパーシティの区域選定の進め方」
参考資料1（第2回専門調査会資料2）

6 成果物

(1) 成果物

- 調査報告書
- 参考資料
 - ・収集したデータ
 - ・各種打ち合わせ等の記録
 - ・本業務で使用した各種文書
- その他県と協議の上、県が指定するもの

(2) 納品方法

- ・成果物は、A4判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A3判の折込可）5部とその内容を記録した電子媒体2部を提出すること。
- ・本業務における制作物については、その内容を記録した電子媒体2部を提出すること。

(3) 納期

令和8年3月19日（木）

(4) 納入場所

愛知県政策企画局企画調整部企画課

(5) その他

- ・受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・県から経過報告を求められたときは、資料等の提出に対応すること。

7 想定スケジュール

7月中旬 委託契約締結

11月末 中間報告

3月 成果報告

※ 今後の内閣府におけるスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定状況により、スケジュール変更の可能性がある。

8 留意事項

(1) 関連業務との連携・情報収集

本業務の実施にあたっては、本県から別に委託している自動運転関連事業、「あいちモビリティイノベーションプロジェクト」関連事業、常滑市で実施するモビリティに関する各種取組など、本県における各種主要事業及び当該事業の担当部局等と連携し、各業務との間で適切に情報交換を行うとともに、必要に応じて調査内容の反映を行うこと。加えて、本県が令和6年度に実施した、「あいち・とこなめスーパーシティ構想におけるビジネスモデル等（モビリティ分野）調査検討業務」の各内容を踏まえること。

(2) 実績を有する者との連携

本業務の実施にあたっては、国内外問わず、最先端技術の社会実装やスマートシティの設計、運営等において、十分な経験や知識を持つ者の意見を取り入れ、業務の質及び精度の向上に最大限努めること。

(3) 専任担当者の設置

委託業務の開始から終了までの間、調査内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(4) 情報管理

本業務の受託者は、調査の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

(5) 一括再委託の禁止

委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。なお、県と協議の上、必要と認めた場合に限り再委託については承諾する。

(6) その他

- ・ 本委託業務は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。
- ・ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- ・ 国に対し規制改革提案の必要性が生じた場合は必要な調査を行うこと。
- ・ 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- ・ 本業務を愛知県と連携して進める上で、受託者は必要に応じて翻訳及び通訳業務を行うこと。

- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めること。